

第2子以降保育料免除事業

無償化の概要

これまでの保育料の多子軽減では、第3子以降および第2子のうち生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無償とされていました。

下野市では、令和6年9月から、所得制限なく、第2子以降の保育料を無償とします。

※10月分以降は、県第2子以降保育料免除事業の対象となります。(補助率:1/2)

対象児		生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	市町村民税所得割課税額	
			77,101円未満	77,101円以上
0～2歳	第1子	免除	軽減なし	
	第1子(ひとり親世帯)		7,000円	軽減なし
	第2子		R6.9月分から免除	
	第3子以降		免除	
3～5歳			免除	

※  部分は、国・県補助事業によりすでに免除されています。

対象児童

下野市に住民登録があり、認可保育施設の0～2歳児クラスに在籍しており、保護者等が現に養育する児童が2人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の2人目以降の児童が対象です。

※児童の年齢や、保育施設等の利用の有無にかかわらず、生計を同一にするきょうだいを年齢順にカウントします。

※保護者等が扶養している大学生等については、22歳に達する日以降の最初の3月31日まで対象となります。

